

**東京都国分寺市本多**

**地区防災計画書**

**2017年4月（改訂）**

**本多連合町会**

本多連合町会の皆さんへ

本多連合町会  
会長 堀川 弘

昭和60年に防災計画書を作成し、幾度かの修正を加え平成28年再度見直しを行い、ここに改訂版をお届けいたします。

本多連合町会の活動の視点、「犯罪のない安心なまち」「災害に強い安全なまち」「絆の強いまち」を基本として活動を展開しております。その中で特に重点を置いているのが、災害に対する対応です。

「地震等自然災害」、これを止めることはできません。しかし、災害を減らすことは出来るのです。そのために本多連合町会では関係機関の連携を密にしたいろんな訓練を実施しております。それは命を守り、財産を守るための最低限の取り組みです。ぜひ、このことについて大きなご理解とご支援をお願い申し上げます。

こうした活動の基本は、諸先輩たちが築き上げた「地区防災計画書」が基本になっています。災害に対する日常の取り組みや災害時における対応等について細かく記載しています。特に本多地区は、地震等が発生した場合に火災が一番危険と言われております。東京都の調査でも火災延焼地区として注視されております。そのために日頃から「火事を起こさない」取り組みが全家庭・全住民に求められます。

防災に最も大切なことは、地域との連携を図ることが大切です。

①道で会ったらあいさつをする。②地域の運動会・盆踊り・秋祭り等に参加する等々近所の付き合いを大切にすることが防災力を高めることとなります。

こうして、地域の人がお互いに協力・連携が「絆」を強めながら自然と防災力を高めることとなります。

東日本大震災から6年を経過いたしました。私たちはこの大災害を決して忘れてはなりません。そしてこの教訓を生かしていくことが大切です。この災害で、被災者の皆さんが必ず口にするのが「近所での付き合いの重要性」です。

被災により、それぞれの生活の場がバラバラになり対話が減り、気力をなくしてしまう方が多いと言われております。人との付き合いはこれほど重要だと思えます。私はこの本多の町では「みんなが仲間だ！だから何があっても寂しくない、安心・安全だ」という町にしていきたいと考えております。

結びに、火事と喧嘩は江戸の華と言いますが、本当は「火事を消す人江戸の華」という説があります。（消防関係者に感謝です）

【昭和60年11月策定】

## 本多地区防災計画書の見直し

はじめに

昭和57年(1982)1月16日、市と本多連合町会で交わされた「防災まちづくり推進地区協定」により開始された本多地区の「防災まちづくり活動」は、連合町会組織の一つとして設けられた「本多連合町会・防災推進委員会」がその任に当たり、取り組みが開始されました。

その後、市、防災都市計画研究所その他の指導、協力のもとで推進委員会は、昭和60年(1985)11月に「本多地区防災計画書」を策定しましたが、この計画書の策定に当たっての、本多地区の災害時被害想定は1923年(大正12年)の相模湾北部を震源とするM7.9の「関東大地震」の発生と、その約70年周期説を基本としたものでした。

以後15年間、この計画書を活動基準として、本多の「防災まちづくり」活動を実施してきましたが、計画の詳細部分では検討の余地もあり、未実施の部分を残している現状にあります。

このような現状の中で、平成7年(1995)1月に発生した「阪神・淡路大震災」の惨状を目にし、どちらかといえば無策の中で拡大してきた都市(人口増加、都市機能の集積など)の震災、特に都市直下型地震に対する脆さをあらためて知らされたわけですが、東京でも、最近ではM7級・震度6以上の直下型地震の切迫が懸念されている中で、国分寺市の「地域防災計画」も平成10年12月に修正されており、わが本多としても「防災計画の見直し」を行う時期であるという判断から、連合町会・防災会(旧防災推進委員会)では平成12年度の重点取り組み課題として検討しました。

現在の本多地区は、住宅地として開発され、人口が急増した昭和30年代から、30~40年を経過し、当時の木造を主体とした家屋が建て替えの時期を迎えていることや、建築基準法の規制等によるためか、耐震・耐火性は向上の方向にあります。

そのため、一部地区を除いては活動開始時より安全化していると言えるために、旧計画内容は大筋では特に修正を要する箇所は見いだされなかったものの、まちのハード面としての街区、道路、等の改善や危険化防止に対する地域住民による「まちづくり活動」のさらなる推進については限界が感じられ、より充実した具体的なまちづくり策の実施については行政(国・都・市)の強力な計画推進に頼らざるを得ず、会の活動としては住民の防災意識の啓発活動、危険化に対する監視活動を基本とした、市民の良識への期待にとどまらざるを得ないことが浮き彫りにされました。

そこで、長年の活動状況の反省から、これらの住民による自主活動の推進には、『「地域コミュニティ」の形成と、それによる「非常災害時の近所同士の相互助け合い」ができるまちづくり』が基盤として必要不可欠であると認識され、このためにもハードとしてのまちづくり以上に「人づくり」に力点を注ぐ方向を継続するべきことが確認されました。

平成27年地区防災計画モデル地区事業として、本多連合町会は内閣府の指定を受け、安全・安心のまちづくりに着手いたしました。その活動の基本は、市内でも際立って密集度が高い本多地区は、東京都による災害予測でも、災害による火災の被害が甚大の地域とされております。このことに注目して今回の見直しについては、「防火対策」に重点を置き見直しを進めることといたしました。

現在、防災活動は、その理念に沿った活動を展開しながら全町会一体の取り組みを強化し、安全・安心のまちづくりを進めております。

平成29年4月

## 目次

1. 計画の前提条件.....	1
2. 計画の目的と位置づけ .....	エラー! ブックマークが定義されていません。 2
3. 計画の構成 4つの計画と1つの進め方 .....	3
計画：その1 地震に負けない人づくり、家庭づくり .....	3
計画：その2 二次災害の起きにくいまちづくり .....	3
計画：その3 みんなの協力、災害時の活動計画づくり .....	3
計画：その4 一大規模集合住宅の防災対策 .....	3
本多地区防災計画の構成 .....	4
4. 4つの計画の方針と内容 .....	5
計画：その1 地震に負けない人づくり、家庭づくり .....	5
1. 家庭防災の強化 .....	5
2. 防火・初期消火対策強化 ー防火対策ー .....	6
計画：その2 防火・初期消火対策の強化（環境対策） .....	7
【現状分析】 .....	7
1. まちの点検と「まちづくりの啓発」 .....	8
2. 町会からの意見・要望等の集約 .....	8
3. 重量塀の改善対策 .....	9
4. 道路の改善対策 .....	9
5. 倒壊・落下危険物等の改善対策 .....	10
6. 家並みのルール作り .....	10
7. 緑地、空地等オープンスペースの保全 .....	11
計画：その3 全町会員の協力、災害時の活動計画づくり .....	11
1. 火災を出さない、消火する .....	11
2. 避難と情報の組織活動 ー避難対策 .....	12
[町内会退避所一覧] .....	13
[避難の方法] .....	14
[各組織の役割] .....	15
3. お互いの助け合い ー救護介護対策他 .....	17
計画：その4 ー一大規模集合住宅の防災対策 .....	19
5. 今後の進め方 .....	20
本多防災委員会規約 .....	21
本多防災委員会組織概念図 .....	23
【大規模地震に対する心得】 昭和 58. 10. 18 作成 .....	24

警戒宣言が発令された場合.....	25
大地震が発生した場合.....	25
[町内会待避所・避難ルート].....	26
本多連合町会防災委員会（組織構成図）.....	27

## 1. 計画の前提条件

災害防止計画の策定は、想定される最大の災害の発生を考慮しつつ行うことが必要だが、ここでは、平成 24 年の中央防災会議の『首都直下型地震等による東京の被害想定』を受け東京都が実施した「被害想定」による国分寺市の被害想定（下表）を前提として、採用する。

ただし、本多地区の想定は市全体のほぼ 1/10 を目処とした。

項 目	内 容	
	市 全 体	
1. 災害の規模	立川断層帯地震 M7.4, 最大震度7	
2. 地震発生時	時刻 冬の午後6時 風速 8 m/秒	
3. 被害想定	建物全壊棟数	2,399 棟
	建物半壊棟数	3,220 棟
	消失棟数	4,198 棟
	自宅外避難者	37,988 人
	自宅外避難世帯数	8,698 世帯
	帰宅困難者数	23,791 人
	負傷者数	1,886 人
	死者数	187 人

【参 考】 東京都都市計画局作成の本多の地域危険度（平成 25 年 9 月）

危険度区分	本多地区危険度	市内最高危険度地区
① 建物倒壊危険度	2 (3, 4, 5 丁目)	全域：1～2
② 火災危険度	3 (4 丁目)	富士本 1 丁目, 新町 2 丁目, 東恋ヶ窪 6 丁目・：
③ 総合危険度	2 (本多 3, 5 丁目)	新町 2 丁目, 東元町 1 丁目, 富士本 1 丁目

ただし、危険度 1（低）～5（高）

〔本多地区の概要〕 平成 28 年

面積：65.4ha―――住宅用地：39.9ha（専用独立：25.0ha，集合住宅：9.9ha），公共施設：12.9ha，  
商業用地：4.9ha，農用地：7.2ha，その他：5.5ha）

世帯数：約 4,000 世帯

人口：8,623 人―――人口密度：121.9 人/ha

## 2. 計画の目的と位置づけ

(1) 目 的 災害に強く安全で住みよいまち本多を築く

この計画は、国分寺市本多地区について、大地震とそれに付随して発生する火災に対する事前

の備えや災害時の行動指針などを示すことによって、災害時に強く安全で住みやすいまちづくりを進めることを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

- ① この計画は昭和 60 年（1985）策定の地区防災計画書を平成 12 年度に見直し、さらに平成 28 年に一部修正したもので、今後も情勢の変化に応じて修正、発展させていくものである。
- ② この計画は、本多地区の防災まちづくりの指針になるものであり、本多に関係する人々の信頼と協力によって実行して行くものである
- ③ この計画は、各々の町内会、本多連合町会、国分寺市その他の関係する人々に、趣旨・内容の理解が深められ、尊重されたうえで実行されるものである。
- ④ この計画内容では、より具体的に内容を決める必要のあるものが多数項あるが、この場合、本多に共通する対策については本多連合町会が、各町内会によって事情の異なる対策についてはそれぞれの町内会が主体となって実施するものとする。
- ⑤ この計画の実行上必要となる、行政その他の機関との調整については、連合町会と各町内会が分担して実施するものとする。
- ⑥ この計画内容の実行においては、国分寺市と協力して、進めるものとする。

### 3. 計画の構成 4つの計画と1つの進め方

災害に強いまち、安全で住みよいまちをつくるため、本計画は、次の4つの経過とその進め方で構成されている。

#### 計画：その1 地震に負けない人づくり、家庭づくり

各家庭における災害に備えての事前対策の実施、災害時の心構えの学習・訓練の習熟によって、各自の生命を守れるようになるのはもちろん、その家族や財産の安全も確保され、地区全体としても地震に負けないまちとなる。

ここでは、家庭の単位で行う事前対策、災害時の心構え、ならびに家庭防災普及のための活動を計画する。

#### 計画：その2 二次災害の起きにくいまちづくり

大地震がおきても被害がおきにくい体質のまちにしていくことが、最も基本であり重要なことである。ここでは、防災の観点から、道路や塀などの街を形成しているものについての計画を示すが、このことはゆとりある空間づくりにつながり、住みよい環境づくりを進めることでもある。このまちづくりには、長い期間を必要とするものもあるが、関係する人々の話し合いや市（行政）の協力を得て徐々に進めることが必要である。

#### 計画：その3 みんなの協力、災害時の活動計画づくり

大地震などの災害時には、被害を最小限にとどめるためには、隣近所、町内会、連合町会などの地域単位で救助、消火、避難などの活動を、協力し合って機敏に行うこと、すなわち、自力でまちを守れるようになっておくことが重要である。

ここでは、災害時の活動を組織的にする方策を計画する。

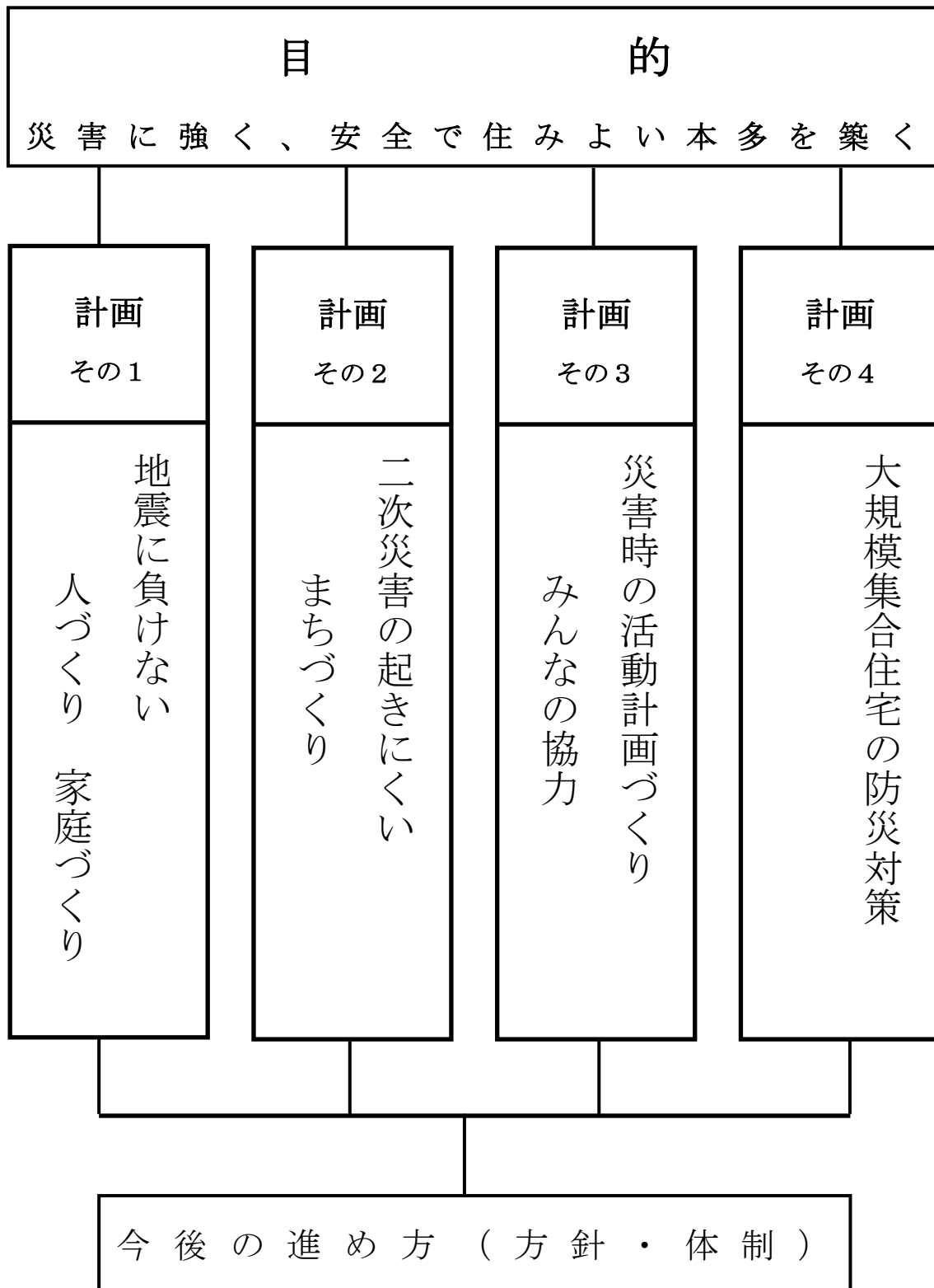
#### 計画：その4 大規模集合住宅の防災対策

近年、本多地区でも増加しつつある大規模な集合住宅における防災対策についても考えておく必要があるが、具体的には集合住宅住民の参画が必要である。

以上の4つの計画の内容について、今後の進め方の方針、体制などについて以下にまとめて示す。計画内容を〔図－1〕にまとめて示す。



## 本多地区防災計画の構成



#### 4. 4つの計画の方針と内容

##### 計画：その1 地震に負けない人づくり、家庭づくり

###### 1. 家庭防災の強化

本多連合町会防災委員会（以後本多防災委員会とする）等では、これまでも訓練や講習会の実施、「防災まちづくりニュース」の発行、消火器販売斡旋等による家庭防災の向上・啓発活動を続けてきた結果、全町会の防災対策状況は大きく前進した。今後も継続して、より一層の家庭防災強化に努める必要がある。本多地区の現状では、大震災に対しては、地盤が比較的強いため、建物の状態や込み具合から見て、家屋の倒壊や多くの火災発生は起こりにくいと言えるが、家庭内での家具転倒や重量塀の倒壊などによる被害が発生する心配が考えられる。また、道路が狭く、横道がないなど万一火災が広がることになれば、重大な問題になる実態にある。さらに、大地震により電気、ガス、水道、交通機関が止まるという事態を考えると、本多地区でもかなりの混乱が起きる可能性があり、この点にも留意する必要がある。

したがって、家庭防災の強化については啓発、100%普及活動を続けていくことが重要である。

以上の点を踏まえて、次のような方針と計画内容を設定する。

###### (1) 家庭防災強化の方針

- ① 本多の各家庭は、大地震など災害に対する学習を深め、日常から備えを進めて災害時に正しい行動ができるようにする。
- ② 本多連合町会、町内会は国分寺市その他の関係機関の協力を得ながら、家庭防災の強化・普及のための広報活動や訓練の開催を継続して行う。

###### (2) 家庭防災力強化のための計画内容と実施方法

訓練内容	計画内容の実施方法
① 家庭ごとの平常時からの防災対策の普及・強化	・「大規模震災に対する心得－平素の心構え－」の配布・説明を徹底する
② 地震時の正しい行動の習得	・防災まちづくりニュース（以下ニュースと記す）
	・「大規模震災に対する心得－大震災時の心構え－」配布と訓練、講習会
	・防災ひろば（年1回以上）
	・安否確認票の現行化（随時訂正・補正）
	・家庭用消火器斡旋（年1回以上）
③ 家庭防災力の強化・普及活動の実施	・全町訓練（年1回以上）
本多連合町会、町内会は家庭防災力の普及・強化のために国分寺市、その他関係機関の協力を得ながら、次の活動を行う。	・町内会訓練（随時）
ア ニュース等による防災広報	・その他（随時検討実施）
イ 防災用品、防災資料の展示・販売斡旋	
ウ 災害時の活動に関する訓練、講習会	
エ その他、家庭防災強化の普及活動	

## 2. 防火・初期消火対策強化 —防火対策— (火災を出さない、消火する)

### (1) 防火対策の方針

大震災時および日常の火災発生を予想して、本多地区の町民の防火意識を高揚し、火災発生を未然に防止し、かつ、火災被害を最小限に抑えることを目的として、次の方針に基づいて防火対策を推進する。

- ① 各家庭における失火の防止と、初期消火能力の向上を図り、出火防止の徹底に努める。
- ② 地域近隣における街頭消火器、防火貯水槽の整備や消火活動協力体制づくりを進め、初期消火の徹底に努める。
- ③ 地区内の火災危険度の高い区域については、重点地区に指定し、対策の強化を図る。
- ④ 防災関係機関その他と協力し、訓練その他総合的な対策を推進する。

### (2) 防火対策の計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 各家庭における防火対策の推進	
ア 地域内全町民を対象にして、初期消火活動の重要性について啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の火気管理、火気周辺の不燃化対策、初期消火方法等の指導書の作成配布</li> <li>・ ニュース利用</li> </ul>
イ 定期的に講習会や消火器購入の斡旋を行い、家庭内の消火設備の普及に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>住宅用火災報知機の100%設置の推進</u></li> <li>・ 防災ひろば（年1回以上）</li> <li>・ 町内会消火講習（随時）</li> </ul>
ウ 定期的に消火訓練を行い、町民各自の消火能力を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家庭内消火器の100%設置の推進</u></li> <li>・ 高齢者、女性層対象初期消火訓練 (昼間の火災考慮)</li> </ul>
エ 日常から家屋周辺の清掃を心掛け、出火防止対策を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般的に消防署等の指導により対応する (各町会別に)</li> </ul>
② 近隣との協力	
ア 隣近所の協力や組織的な初期消火活動の必要性、重要性について啓発活動を行い、体制づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内設置消火器の定期点検・整備活動</li> <li>・ 街頭消火器、家庭内消火設備等を利用し、初期消火活動ができるような体制作りを整備</li> </ul>
イ 組織的防火防止活動の能力を高め、初期消火と共に隣家への延焼を阻止する方策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火、防火建築化の啓発</li> <li>・ 隣近所助け合い組織づくり・人づくり</li> <li>・ 消火器操作法その他の訓練</li> </ul>

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
③ 重点火災対策地区の指定 住宅密集地区、木造集合住宅の多い地区、道路が狭くて消火活動に支障の恐れのある地区等、本多地区の火災対策上特に対策を推進する必要がある地区を「重点火災対策地区」に指定し、防火意識の啓発、隣近所の協力体制整備を重点的に行なう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点地区防火対策の策定 火災延焼の恐れは、全地域に関係するので、重点対策地域は、全地域を対象とすることに 変更する。(H28. 3)</li> <li>・ 市への防火貯水槽増設要望・その他</li> </ul>
④ 大震災、大火災発生時の対応計画 ア 防火担当だけでなく避難・救護等の担当との連携・協力体制の確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連合町会災害対策本部組織の任務分担を明確にする。</li> </ul>
イ 地区町内会だけでなく、地域全体、近隣町・市との相互協力をした対策推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大火災時想定模擬訓練等</li> <li>・ 本町地区、小平上水南地区、小金井市貫井北町地区との連携を進める。</li> </ul>
ウ 市、消防、その他関係機関との連絡等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市等関係機関との非常時対策検討による体制づくり</li> <li>・ 国分寺市まちづくり推進地区との協力体制づくり</li> </ul>

## 計画：その2 二次災害の起こりにくいまちづくり（環境対策）

### 【現状分析】

- ① 住宅用火災報知器の点検が進んでいない。(設置率は95%)
- ② 消火器の点検が確実に行われていない。(各家庭で)
- ③ 町会員の防災(防火)意識が低調である。
- ④ 高齢化により活動に支障が出始めている。
- ⑤ アパート・マンションとの連携が不足している。(協力・共助関係の模索・検討)
- ⑥ 空き家により、防災・防火対策上問題が生じつつある。
- ⑦ ゴミ放置による防火対策上に注視していく必要がある。
- ⑧ 狭隘道路及び行き止まりがあり、消火活動に支障が生じる。

## 1. まちの点検と「まちづくりの啓発」

### (1) 基本方針

町内を定期的に巡回点検し、問題箇所、改善済箇所（良くなった箇所）、等を把握し広報活動を通してまちの安全化と環境づくりの意識高揚を図る。

### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の訓練実施
① ニュースその他講習会等の環境に関する啓発活動 ・重量塀の改善、生け垣・フェンスの勧め、路上はみだしの危険、違法駐車・駐輪防止、建築基準法の遵守、まちの住み方のルール、各種協定づくり等を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュース利用</li> <li>・「塀づくり憲章」制定済</li> <li>・「住み方のルール」づくり（未実施）</li> <li>・「ご近所ふれあい宣言」制定済（1996）</li> <li>・その他状況に合わせて考えて行く</li> </ul>
② 町内の安全（危険）点検を行い、安全対策への改良を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的「町内危険箇所点検」を行ない、結果で「地図」作成実施（マップの修正を図る）</li> <li>・点検による今後の取組課題の発見</li> </ul>
③ 通学路や子供の遊び場所の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の見守り</li> <li>・青パトによる町内パトロールの実施（実施中）</li> </ul>

（防犯対策上有効である）

## 2. 町会からの意見・要望等の集約

### (1) 基本方針

町会からの環境の安全に関する改善要望を受け付け、必要と認めた場合は行政・関係者等に速やかに改善要請等の処置を図る。

### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 改善要望の処置方法のルールを作る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付方法、改善申し入れ方法等の検討</li> <li>・経過の周知を実施</li> <li>・</li> </ul>

### 3. 重量塀の改善対策

#### (1) 基本方法

防災上の危険防止と環境向上の観点から、重量塀の改善を図るとともに、フェンス化、生け垣化を推進する。

#### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 危険な重量塀の注意喚起と改善要望をすすめる。	・危険箇所点検結果に基づく所有者への改善・要望を進める。
② 重量塀に対する対策づくり	・改善に対する相談に市と協力して対応
③ 新規に重量塀を作る建築者、又は作る可能性のある建築者への対策	・「塀づくり憲章」制定（1989） ・「塀づくり憲章」の宣伝と行政から業者等への連絡（1999）
④ 安全で、環境にも良い生け垣、フェンスについての広報	・フェンス、生け垣の周知・奨励
⑤ 行政への要望	・生け垣助成制度等の周知

### 4. 道路の改善対策

#### (1) 基本方針

幹線道路、生活道路、通学路、横道等に関する改善は極めて困難な問題を伴うが、日常の安全性、利便性や災害時の活動を考慮して、市及び関係機関の協力を得ながら改善を進めていくこととする。

#### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 道路の使用法の啓発	・横道の増加、確保のための働きかけを市並び事業主に、新規開発地、建て替え時、空地への道路作りについて要請する
② 横道不足の解消	・すみ切り等の未実施個所については関係者の協力を得て改善を図る
③ すみ切り、電柱、街路灯柱、ミラー灯路上障害物の改善	・4 m以下の幅の道路については、改築・建て替え時にセットバック等法律の遵守を呼びかける
④ 狭隘道路の改善	・その他、道路の問題の改善については行政その他関係先との連携を図る。
⑤ その他の道路の改善	

## 5. 倒壊・落下危険物等の改善対策

### (1) 基本方針

住宅地において、大地震時に倒壊・落下の恐れのある危険な物や箇所の改善と交通による危険のない環境づくりを推進するとともに、関係機関への働きかけを行う。

### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 倒壊・落下危険物対策	・歩道、信号、その他歩行者の安全を図るための改善策の検討と関係先との連携を図る。
② 通行の安全化	

## 6. 住宅のルール作り

### (1) 基本方針

本多地区の大半は住宅地で占められており、安全で住みよい環境や美しいまちの状態を維持し、さらに良いものにしていくためには住宅の建て方についてのルールを考慮しておく必要がある。

同時に、町民としてのそれぞれの住み方のルールについても考慮しておく必要がある。

### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 住宅の建て方の基準づくり	・建物からの美観や安全性を考える意識の啓発 ・重量塀の危険性、安全化対策の周知・宣伝 ・騒音、樹木、生け垣管理、清掃、ゴミ出し等について住み方のルールを検討・推進
② 重量塀の改善推進	
③ 本多の住み方のルールづくり	

## 7. 緑地、空地等オープンスペースの保全

### (1) 基本方針

農地、樹林地等のオープンスペースは本多地区の環境にとって貴重なものである。

とどまることなく進行する宅地開発の中で、これらを保全することは非常に困難な問題であるが、行政を通じて対策を図っていく。

### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 災害時避難場所選定と併せて要保全地の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会避難場所の点検整備の継続</li> <li>・要保全地の選定と所有者並びに行政への要望</li> </ul>
② オープンスペース所有者に対する避避場所での使用許可と保全の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域、地目変更等に対する行政側の慎重な配慮の要請実施</li> <li>・都市マスタープランの厳守を行政に要請</li> </ul>
③ 行政に対する保全要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全についての行政のバックアップ要望</li> <li>・地区計画、建築協定等の法的効力のある保全策の検討と具体化</li> </ul>

## 計画：その3 全町会員の協力、災害時の活動計画づくり

大地震等により大災害が発生した場合、隣近所、町内会、連合町会などの単位で組織的な活動を行うことが必要になります。本多の実情から、こうした活動を消火、救護、避難、生活協力その他に分けて取り組み内容を実施することとする。

### 1. 火災を出さない、消火する

#### 一出火防止・初期消火対策

#### (1) 出火防止・初期消火対策の方針

- ① 各家庭における災害時出火の防止と、初期消火能力の強化を図り、出火時の町内会単位を基本とした初期消火体制づくりに努める。
- ② 火災の発生と延焼拡大の恐れに対しての地域近隣あるいは連合町会規模での消火活動協力体制づくりを進め、初期消火ないしは火災の拡大防止に努める。
- ③ 防災関係機関、その他との協力によって、総合的防火対策を検討・推進する。
- ④ 出火防止・初期消火等の有効手段としての日常からの訓練や意識啓発を進める。

#### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の訓練実施方法
① 各家庭における日常からの火災防止並びに初期消火能力の向上、地域不燃化改善の検討	



計 画 内 容	計画内容の訓練実施方法
② 隣近所初期消火協力体制作りをはじめとし、火災規模に応じた町内会、連合町会規模での体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近所防火・消火協力体制確立と模擬訓練の実施</li> <li>・ 隣近所→町内会→連合町会の規模に応じた体制づくりと役割分担、活動基準設定</li> </ul>
③ 重点火災対策地区の防火、消火能力の向上と、特別体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画：その1－2参照</li> <li>・ 街頭消火器、防火貯水槽増設要望等の強化推進</li> </ul>
④ 防火関係機関との協力、連携による具体的な有効対策の検討推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防署、市担当部署等の定期的な防火消火対策の検討ならびに改善策設定の話し合い</li> </ul>

## 2. 避難と情報の組織活動 — 避難対策 —

### (1) 避難対策の方針

- ① 大地震等の災害発生時に火災の発生・拡大によっては、多くの町民が避難することが想定される。このような場合に、混乱を避け、町民相互の助け合いで各自の安全を確保しつつ、行政その他関係機関と協力しつつ、組織的な避難活動ができるようにするため、次の方針に基づいて対策を進める。
- ② あらかじめ避難場所と避難路を定めるとともに、状況に応じた段階的避難方法を定めておき、避難時の混乱を防止できるようにしておく。
- ③ 各町民の安全確保のため、各班、町内会、連合町会のそれぞれの単位で避難組織づくりを進める。
- ④ 避難活動に必要な装備についても、各町内会、連合町会単位で備えていく。

### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 避難地と避難ルートの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の地域防災計画における一時避難所、広域避難場所に加えて各町内会ごとに「町内会避難場所」を設置する</li> <li>・ 町内会避難場所→一時避難場所の避難ルートを複数決めておく</li> <li>・ 避難を必要とする事態が生じた時の統率に当たるのは、連合町会災害対策本部にする</li> <li>・ 町内会退避場所ならびに避難ルートについては定期的に点検・整備を行う</li> <li>・ 直接地区防災センターへの避難を要する緊急大災害時を考慮して、避難町民についての分散についての対策を検討・決定しておく</li> </ul>

[ 待 避 所 ・ 避 難 場 所 ]

※町内会退避所

- ・町民にとって身近な場所で、災害時の一時待避と情報収集・伝達のための場所で、災害時に安全が確保できる場所を選定する。また、待避所数は各町内会の状況によって決めるが、地区本部(町内会災害対策本部)としての活動を行なう場所を1箇所決めておく。

※市指定の避難場所

- ・各小学校と中学校がこれを担当し、市の災害活動の拠点となり、応急医療、水、食料、日用品の配給、被災者の宿泊などが行われる。  
(本多地区では2中、3小、7小)

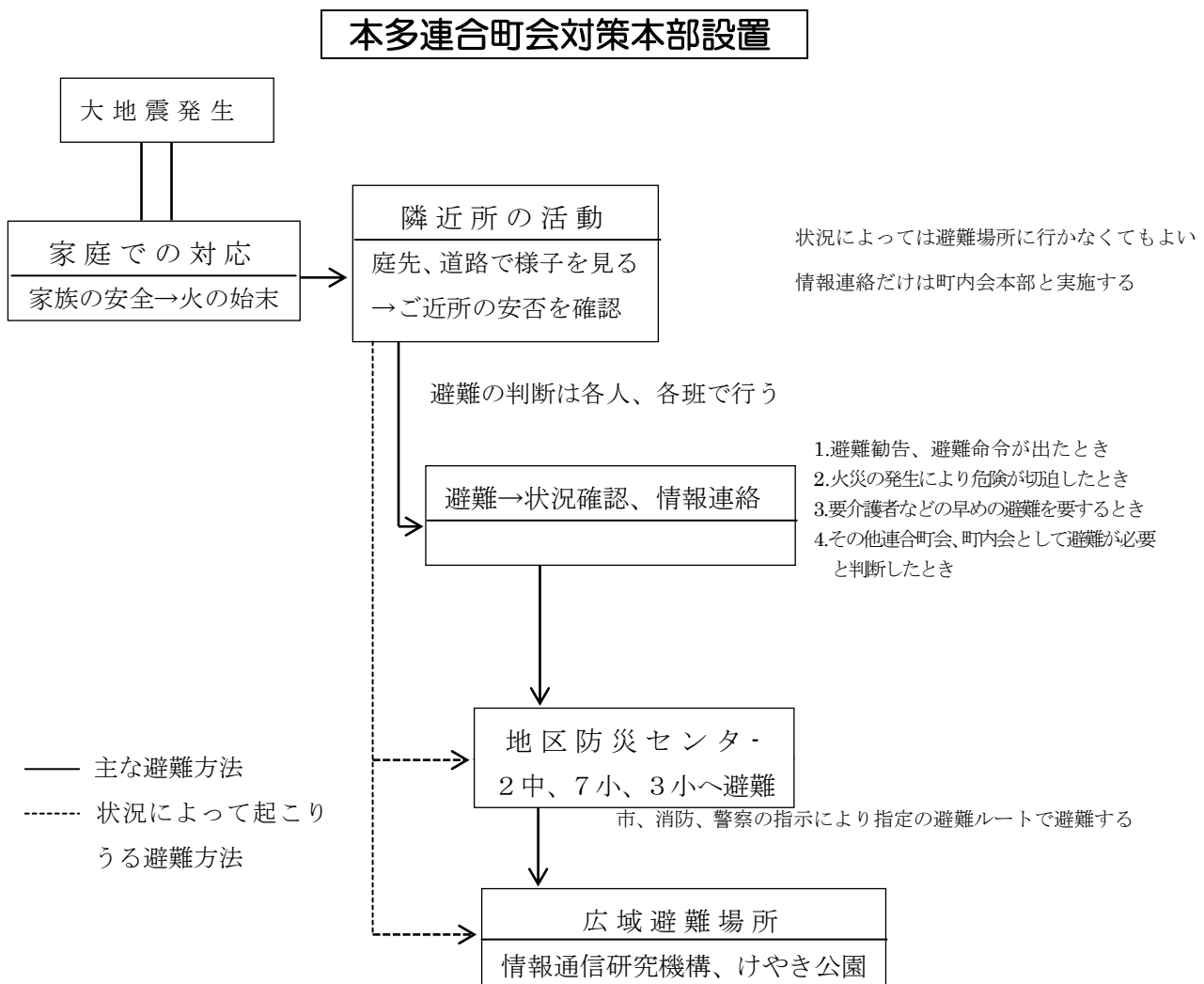
[ 町内会退避所一覧 ]

町内会	町内会避難場所	現況	備考
1丁目 東町会	本多仲良し児童遊園	児童遊園地	狭い
1丁目 西町会			
2丁目 東町会	本多八幡神社境内	空地	NTT 西側栗林
2丁目 西町会	都道計画地		
3丁目 南町会	グランヴェール北側公園	公園	
3丁目 北町会			
4丁目 東町会	清水本多駐車場	神社	
4丁目 西町会	本多八幡神社境内		
5丁目 東町会	5-25-1 高倉宅	遊園地	町内会会員宅 「わかば井戸」あり
	5-27-1 西川宅		
5丁目 西町会	本多わかば公園		

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
② 避難の判定基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告、避難命令発令時は最優先で避難する</li> <li>・町内会待避所からの避難は町内会長と連合町会長の判断で行う</li> <li>・個々人の判断で一時又は広域避難場所に直接避難する場合は、班長や近所に行き先・人数を連絡しておく</li> </ul>

計 画 内 容	計画内容の訓練実施方法
③ 避難の組織づくり 災害時の町民の生命の安全確保のための、相互扶助活動ができる体制を確立する	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町内会、連合町会の実情に合い、災害時に実質的な活動が可能な組織づくりを進める。(ご近所助け合い組織の役割拡大等で考えて行く)</li> <li>組織づくりには、市・消防等の関係機関の指導、協力を踏まえる</li> </ul>
④ 避難の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>下図参照</li> </ul>

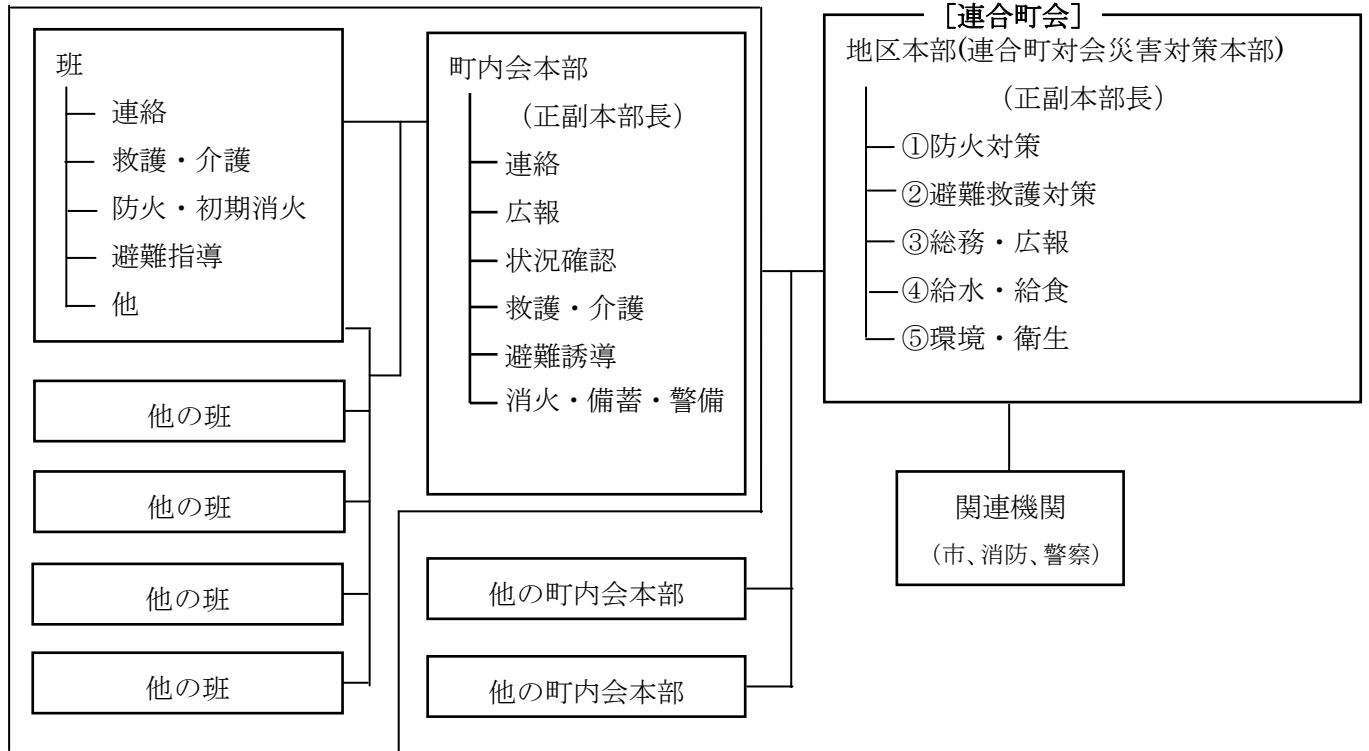
### [避難の方法]



#### ⑤ 基本的に必要となる組織

- ・ 以上から、平常時の連合町会の組織に併せて次の3組織が必要である。
- 1. 連合町会 . . . . . 地区本部(災害対策本部)-----災害時に本多公会堂に設置
- 2. 町内会 . . . . . 町内会本部-----災害時に町内会退避所に設置
- 3. 班 (隣組) . . . . . 町内会対策班-----災害時の活動最小単位

・組織関連図は以下の通りとし、避難活動以外の要件も含めておきたい。



## [各組織の役割]

### (1) 班の組織と役割

- ・班長：災害時の班に関わる事項をとりまとめ、必要に応じて関連への協力を依頼する。
- ・連絡：災害時の人員、被害状況、避難先と人数等を班内情報としてまとめ、町内会本部（状況確認）に報告する。
- ・救護・介護：怪我人の手当、要介護者の介助を行ない、必要に応じて町内会本部に応援要請する。

- 予め組織化するのが困難な場合には、災害時に無事だった人員で各役割を手分けして分担する。

### (2) 町内会の組織と役割

- ・町内会本部：市、連合町会及び各班の情報をもとに町内会に関わる事項について、協議・判断・指示を行なう。  
原則として町内会正副会長で構成する。
- ・連絡(係)：地区本部（連合町会対策本部）に町内会状況を報告し、また指示・情報を持ち帰る。
- ・広報(係)：町内会に指示・情報を広報する。また、避難場所における町民へのこれらの広報も担当する。
- ・救護・介護(係)：退避所での救護・介護および各班の救護・介護を行なう。
- ・状況確認(係)：各班からの情報をまとめ、状況によって町内会本部としての対応を求める。
- ・避難誘導(係)：避難ルートでの安全を確認・把握し、町内会避難場所への町民の避難を誘導する。

- 町内会本部設置場所は町内会ごとに1箇所を待避所（又はその近くに）に設置する。

(3) 連合町会の組織と役割

・地区本部 (連合町会災害対策本部)

- ・町内会本部：市、各町内会等の情報に基づき、本多全体に関わる事項について協議・判断し指示を行なう。(原則として、正副部長をおく)
- ・防災対策部：初期消火体制づくり防災機材の保守点検
- ・総務・広報部：各町内会の状況をまとめ、災害対策本部からの情報・指示を各町内会に伝える。また、他地区の情報収集を行なう。
- ・避難・救護対策部：避難場所・避難道路の把握、搬出・救護体制づくり、救急手当訓練
- ・給水・給食対策部：避難時の飲料水の確保、炊き出し等の実施、食料調達計画の作成
- ・環境衛生部：トイレの清掃・消毒、井戸水の点検／くみ出し

● 連合町会災害対策本部設置場所は本多公会堂とする。

⑥ 組織づくり、その他での留意事項

- ア 組織づくりに当たっては、昼夜間の住民構成に配慮する。
- イ 災害発生時、避難時の救護・介護は各班単位が基本となるが、要介護者については平常時からの把握が重要である。(把握完了済)
- ウ 救護・介護用の用具や人員不足の場合の対応策を考えておく。
- エ 就園、就学時間帯の災害発生を考慮し、各園、各学校の計画を確認し、それに従うように配慮する。
- オ 町会未加入者への対応を考え、平常時から防災対策の広報活動を進める。
- カ 町内会組織はそれぞれの地区の実情を考慮したものにする。
- キ 各組織は、非常災害時に十分機能するものであることが重要である。

⑦ 町内会組織づくり実施計画

- ・各町内会ごとに組織づくりを行ない、連合町会対策本部に提出する。
- ・ただし、毎年見直しを行ない、更新する。

⑧ 避難活動に望まれる装備

避難活動を円滑に進めるために、各町内会ごとに下表の装備等を確保することが望まれる。

[ ] 望まれる物、 ( ) 普段の使用品を充当

使用する組織	装 備 品 名	備 考
地区本部 (連合町会災害対策本部) 町内会本部総務・広報	看板、旗、大型懐中電灯、ラジオ、地図、筆記用具、 [テント] (自動車、オートバイ、ヘルメット、腕章)	→非常用照明 →活動員識別用
連合町会情報連絡 町内会連絡係	トランシーバー	
町内会広報係	ハンドマイク、メガホン	

町内会状況確認係	筆記用具	
連合町会救護・介護 町内会救護・介護	ロープ、(ハシゴ、リヤカー) タンカ(毛布と棒、戸板) 救出用具、救急医療セット	
町内会避難誘導係	旗	→集合標識、誘導 用

※ 上記以外についても検討の上充実を図ることが望ましい。

### 3. お互いの助け合い — 救護介護対策他 —

#### (1) 助け合い活動の基本方針

災害時の活動計画の中で、防災対策や避難と情報に関する組織的活動とともに、救護介護および水・食料の確保等の対策も重要であり、近隣相互の協力なくしてはできない事項である。

地域社会には、幼年者から高齢者まで、あるいは健常者とそうでない人等さまざまな町民が生活している。さらに、災害時には怪我を負う人やいろいろな事情から個々人や家族単位では対処困難になる人の発生が予測される。

このような事態に備えて、最小限の生活維持を目的として、次の方針に基づき、近隣における助け合い活動を進める。

##### ① 災害時の介護

避難が必要となったときは、病人・負傷者・幼児・高齢者等の要配慮者で介護を必要とする人を近隣で助け合う。

##### ② 医療救護体制づくり

災害時に予測される医療救護については、各家庭でできる限りの備えを行なうと同時に、地域としての協力体制づくりを進める。

##### ③ 飲料水の確保

生活維持に不可欠な水について、各家庭に必要な備えを行なうと同時に、行政による公共給水活動への協力を行う。

##### ④ 食料の確保

災害時の生活維持のため、各家庭における7日間の食料備蓄を促すと同時に、災害時の食料供給活動についても協力して行えるようにする。

##### ⑤ その他の活動

災害後に必要な諸活動について、地域協力が行える体制を行政と協力して検討する。

(2) 助け合い活動の計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 非常時介護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の各班を基礎単位に「ご近所助け合い制度」をつくる</li> <li>・要介護者の所在を町内会で把握し、毎年見直す</li> <li>・人手不足時の対応方法、必要備品等を町内会で検討し、備える</li> <li>・救助・介護の技術習得のための訓練・講習会等を平常時から実施する</li> </ul>
② 非常時の医療・救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭での医療品の準備を勧め、応急手当講習会等により、家庭あるいは班単位での応急救護能力を高める</li> <li>・地区在住の医療業務経験者や、医療機関、薬品店等の災害時協力を推進する。</li> </ul>
③ 飲料水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7日分の飲料水の各家庭での備蓄を勧める(1日3リットル/人)</li> <li>・防災会または近隣町民で防災用「わかば井戸」の定期的管理を行ない、非常時に備える</li> <li>・地区に存続している個人宅の井戸の「災害時協力井戸」化を図り、存続を依頼し、町民に所在地を知らせておく</li> <li>・市その他関係機関の災害時の給水対策を確認し、受け入れ態勢を作っておく</li> </ul>
④ 飲料水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>「恋ヶ窪給水所」</li> <li>・各家庭単位での7日分を目安とした備蓄を勧める</li> <li>・市その他からの給食活動の受け入れ方法を確認・設定しておく</li> <li>・避難時には町内会としての「炊出し・給食担当」を速やかに選出し、混乱なく的確な給食の受け入れができるようにする</li> </ul>
⑤ 災害時のトイレの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害被災状況または避難時のトイレの問題を検討しておく</li> </ul>
⑥ その他 (災害発生後一定時間経過した場合の対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害によって生じた各種廃棄物の処理方法につき行政の対策を確認しつつ検討しておく</li> <li>・罹災者の生活再建に関して行政の計画内容を確認したうえ、地区として実行可能な方策を検討しておく</li> </ul>

## 計画：その４－大規模集合住宅の防災対策

近年増加しつつある大規模集合住宅も、建築構造、戸数、あるいは店舗併用のもの等災害時の倒壊とか火災に対する危険度には差があると思われるが、対策を考えておく必要がある。

以上の点を踏まえて、大規模集合住宅の対策を次の方針に基づき推進する。

### (1) 基本方針

- ①家庭内の防災対策について普及・徹底を図る。
- ②防災対策・計画の策定に対しては、連合町内会との連携を図る。

### (2) 計画内容と実施方法

計 画 内 容	計画内容の実施訓練
① 家庭（各戸）内の防災対策 ・家具類の固定、脱出口の確保等 ・火気、ガスの事故対応措置徹底 ・火災延焼防止対策確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容検討と結果の広報で徹底</li> <li>・事故防止心得等の知識習得と訓練</li> <li>・ベランダの防火壁機能や避難時の通路使用等の対策の検討実施を推奨</li> <li>・大所帯集合住宅での自主訓練実施</li> </ul>
② 建物全体の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合町会と災害時活動組織づくりの連携</li> <li>・建物全体の管理徹底による安全化促進を進める</li> <li>・建物単位での防災関係機器の配備、管理促進を進める</li> <li>・新規建築に対する防災面の安全設計要望</li> <li>・大規模集合住宅での防災計画策定を進める</li> <li>・計画策定における町会計画との整合性に留意を依頼</li> </ul>
③ 連合町会、町内会との連携による対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災委員会との情報交換・連携の推進</li> <li>・講習、訓練等への参加推進を図る</li> <li>・再建築等の被災後問題解決方法を、平常時から個々の住宅で検討設定しておくことがベター</li> <li>・行政の指導事項の遵守、実施</li> </ul>
④ その他（被災後の問題等）	



## 5. 今後の進め方

この計画書は昭和 60 年に作られた計画を基に、以来 15 年間の本多地区の「防災まちづくり」活動の成果と現状から到達し、さらに「平成 27 年地区防災計画見直し」によるもので本多の防災計画の基本といえるものである。

4 つの計画の柱の個々の項目についての実施方法には、すでに定例活動化して定着したものもあるが、未検討、未実施の項目も多々残されており、これらは地域住民各位の十分な理解と協力により、今後、具体化を図って行かねばならないことである。

未実施、未検討項目の内容を眺めて見ると、本多地区内の各地区の形態の差やその地区の住民の意向の差等を分析して、個々の地区の特性に適した多少のアレンジが必要な項目が多いようなので、具体化にはこの点についての配慮が欠かせないであろう。

また、まちの変化にはかなりの速度があるため、未具体化事項の実現のみにとらわれず、機敏な対応が必要になることもあるので、「活動の継続」を重視した中で、環境の変化、特に「劣状化」を見逃さない体制をとり続けることが重要である。

こうしたことから、本計画の推進方法として、次の方策ないしは方針に留意していく。

### (1) 進め方の方針

- ① 本多連合町会・防災委員会は、各町内会の個々のまちづくり活動を調整したり、指導したりして連合体の「まちづくり本部」としての任に当たると同時に、地域全体としての行政その他関連機関に関わる事項を担当する。
- ② 各町内会は、本計画書の内容の実現に向けて、町内会毎の事情に鑑み、独自の体制づくりを進める。
- ③ 本多連合町会・防災委員会は、大災害の発生に備え、近隣のまちづくり推進地区等との「災害時協力協定」づくりによる連携強化に努める。

### (2) 本多防災委員会・規約（平成 3 年制定・平成 26 年一部改正）に基づいて本計画の推進を図る。

# 本多防災委員会規約

(会の位置づけと任務)

第1条 本多連合町会は、町会規約第8条に定める町会の防災委員会を本多地域の「防災まちづくり組織として」平常時活動を担当し実行するものとする。

(名称及び本部)

第2条 本委員会の組織は「本多連合町会・防災委員会」とし、本部を「本多公会堂」に置く。

(目的)

第3条 本委員会は、本多地域住民による地震、火災、その他の災害に備えた平常時の防災まちづくり活動を、町内住民の親睦と互助の精神に基づき、関係防災機関と協力・連携しながら組織に展開し、災害による被害の防止と軽減を図り、安全で住みやすい本多地区の街づくりに寄与することを目的とする。

(防災まちづくり事業)

第4条 防災委員会は、町会と国分寺市（以下「市」と呼ぶ）が昭和33年に締結した「防災まちづくり推進地区協定締結」第2号地区として、市の防災対策に呼応した地区の防災まちづくり事業を担当・推進する。

(活動の対象・目標)

第5条 本委員会は、本多地区に居住する全町会会員を対象とし、平常時から災害に強く安心して住める地区づくりと、町会員の防災意識の啓発により、地区の災害防衛力を高めることを目的とする。

- 2 本委員会の具体的活動目的は概ね『本多地区防災計画書』の具体化におく。ただし計画内容については、必要に応じ見直しを行うものとする。

(組織)

第6条 本委員会は、連合町会防災委員会と支部（各町会）防災委員会で構成し、平常時においては「防災委員会」「連合町会理事会」を通じて事業の推進を図る。

- 2 各町会（支部）は、連合町会防災委員会に準じた支部防災委員会を組織し、連携して活動するものとする。
- 3 市民防災推進委員を本委員会の委員とする。

(事業)

第7条 本委員会は、第3条、第4条に定める事業の推進のため、次の活動を実施する。

- (1) 防災知識の普及と防災訓練の実施等による防災意識の啓発に関すること。
- (2) 地震、火災等の災害による被害の減少対策及び防災用資機材などの備えに関すること。
- (3) 地区防災計画の具体化と見直しに関すること。
- (4) 支部（各町会）と連携した地震、その他の災害発生時の減災対策、その他防災まちづくりに関すること。

(会議)

第8条 防災委員会は毎月1回定例開催する。（第4金曜日）

- (1) 防災委員会は防災委員長が招集する。
- (2) 防災委員会は、連合町会理事、各町会防災担当委員、市民防災推進委員で構成し、防災委員会の事業の企画推進を図る。
- (3) 委員会の採決は、出席委員の過半数で成立する。

(専門部)

第9条 防災委員会に次の専門部を置く。

- (1) 総務・広報部：委員会全体の運営，渉外活動、町内会の援助，並びに防災意識の普及、啓発活動、防災ニュースの発行等を行う。
- (2) 防災対策部：初期火体制づくり、防火訓練、防災資機材の保守点検等を行う。
- (3) 避難・救護対策部：避難場所・避難経路の把握と確認、避難体制づくり、救出・救護体制づくり、応急手当等の訓練や講習会の実施等を行う。
- (4) 給水・給食対策部：避難時の飲料水・食料調達計画の作成、炊き出し訓練を行う。
- (5) 環境衛生部：トイレの清掃・消毒及び井戸水の点検・くみ出しを行う。

(役員)

第10条 防災委員会に次の役員を置く。

- (1) 防災委員長（防災委員会を代表し会務を総括する）（任期は2年・再任は妨げない）
  - (2) 防災副委員長（委員長を補佐、代行する）（委員長と同じ）
  - (3) 専門部長（本委員会より互選し分担任務を推進する）
- 2 委員長、副委員長を除く各委員の任期は1年とする。（再任は妨げない）

(他委員会との協力)

第11条 本委員会は、連合町会各委員会との連携と相互協力の元に事業を推進する。

(経費)

第12条 本委員会の活動経費は、連合町会予算で充当する。

(事業年度)

第13条 本防災委員会の事業年度は連合町会と同じとする。

(規程の改正)

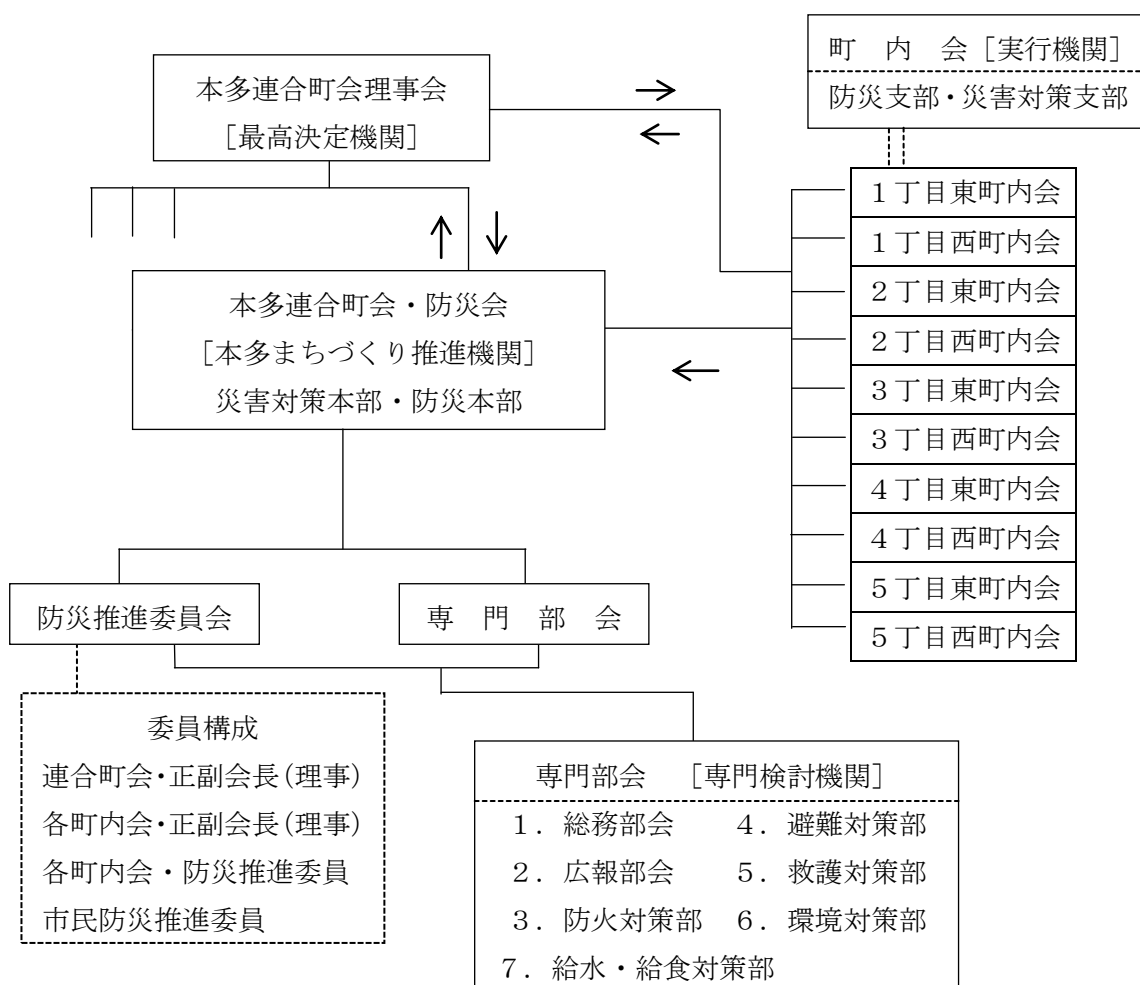
第14条 本規定の改正には、連合町会理事会の承認を必要とする。

(施行)

第15条 本規定は、平成3年4月1日から施行実施する。

- (1) 本規定は、平成20年7月1日一部改正施行する。
- (2) 本規定は、平成26年4月1日一部改正施行する。

## 本多防災委員会組織概念図



(2) 定例活動の継続実施

本計画内容の達成を目的として、計画内容を認識しつつ定例化に実施している活動項目は次の通りである。

活動・行事	実施頻度	備考
1. 防災委員会	1回/月	委員会準備、新課題検討等
2. 専門部会	1回/月	活動方法、他、審議決定
3. 学習会	随時	専門課題検討、必要に応じて開催
	1回/月	委員の防災技能研修
4. 防災ニュース発行	1回/月	全戸配布
5. 井戸端会議	1回/月	防災井戸「わかば」管理を兼ねる
6. 消防ポンプ点検	1回/年	市助成品の点検
7. 研修見学会	2回/年	委員、一般市民対象
8. 地区防災ひろば	1回~/年	家庭防災講習会
9. 市民防災ひろば	1回/月	市民防災推進委員会に協力
10. 地区危険箇所点検	2回~/年	町内会主体実施に移行中
11. 待避所点検	2回/年	町内会主体実施に移行中
12. 消火器点検	2回/年	町内会主体実施に移行中
13. 消火器幹旋	1回/年	防火備品普及、整備
14. 東恋ヶ窪六丁目交流会	1回/年	推進地区関係強化のため
15. 運動会プログラム提供	1回/年	町民への防災PR
16. 消防ふれあい広場	1回/年	国分寺市消防署に協賛応援
17. 隣近所防火訓練	随時	希望により随時開催
18. 助け合い用近所名簿管理	1回/月	災害時ご近所安否確認制度維持

**[大規模地震に対する心得]**  
(家庭用資料)

昭和 58. 10. 18 作成  
平成 28. 4. 1 修正

**平素の心構え**

1. 建物の安全確認  
どこが安全か、どこが危険かを平素から確認し、必要な補強をする。
2. 家具類の固定  
家具類の配置には注意し、タンス、本立てなど倒れやすいものは、壁、柱などに固定、高い所の重いものは、下におろして置く。
3. 火災の防止
  - (1) 火を使う場合には、燃えやすい紙屑や石油類は置かない。
  - (2) プロパンガスボンベは倒れないよう鎖などで固定する。
  - (3) 消火器の取り扱いをよく知っておく。
  - (4) バケツや風呂には、常に水を入れておく。
4. 避難先の確認  
避難場所や避難地（退避所）はどこか実際歩いて確かめる。  
(指定されて避難場所は、発災初期の情報伝達や、水、食料などの供給を行なう被災者救助活動の拠点となる)

5. 家族との話し合い
  - (1) 特に児童、園児のいる家庭は、学校、幼稚園などのとる措置を予め知っておく。
  - (2) 家族の落ち合う場所を決めておく。
6. 非常用品の整備
  - 非常食、懐中電灯、下着類、救急薬品、トランジスターラジオ、貴重品等は、平素からリュックサック（非常用持ち出し袋）に入れておくか、すぐに持ち出せるように準備しておく。
7. 町内会や近所との話し合い。
  - (1) 町内会（自治会）の会合に努めて出席し話し合っておく。又、近所の人ともよく話し合っておく。
  - (2) アパートなど集合住宅の人も、みんなでよく話し合っておく。

## 警戒宣言が発令された場合

- 1 家庭にいるとき
  - (1) 家具などは固定し、その上にあるものは、下におろし、食器棚などの中のもの、なるべく外に出し、ガラスにはガムテープを貼る。
  - (2) 出入口をあけ、2箇所以上逃げ道を作っておく。
  - (3) 火の使用は最低限にとどめ、バケツや風呂に水を貯め、消火器などの点検、又はプロパンガス、石油類なども点検し、ボンベは固定する。
  - (4) テレビ、ラジオのスイッチは入れたままにし、防災機関の情報に注意する。
  - (5) 非常用持ち出し品の点検をし、防災ズキン、ヘルメットを用意、身軽で行動しやすい服装にする。
  - (6) 児童、園児のいる家庭では、学校、幼稚園に安全な道を選んで迎えに行く。
  - (7) 電話は、なるべく使用しない。（防災対策上必要な通信に支障をきたすため）
- 2 外出しているとき
  - (1) 怪我をしないように冷静に行動し、その場所の管理人や警察官、消防署等、防災関係者の指示に従う。
  - (2) 自動車運転中は
    - 一般道路 時速 20 k m
    - 高速道理 時速 40 k mカーラジオで地震情報を聞きながら、安全運転で自宅に帰る。

## 大地震が発生した場合

1. 家庭にいるとき
  - (1) グラッと来たら、何よりも身を守る。
    - 机や丈夫なテーブルなど倒れないものの下に身をよせ、体を守る。
  - (2) 続いて、火の始末をする
    - 自分の身が守れたら、火を消せ、地震で一番怖いのは火災、石油ストーブやガス器具は元栓を閉める。
  - (3) 火が出たら
    - 万一火が出たら、隣近所で大声を掛け合い、協力して消火器や毛布をかぶせ（上から水をかけ）て初期のうちに消す。
  - (4) 出入口の確保
    - 出入口の扉は、開けてあるか確認する。マンションなどの高層建物は、地震動で扉が開かなくなることもある。
  - (5) 素足の危険

素足で室内を歩きまわらない。散乱した家財のガラス片などで怪我することが多いので要注意。

(6) あわてて外に飛び出さない

とっさに飛び出しがちであるが、あわてて飛び出すと看板、瓦、ガラス片、石塀などが当たったり、階段を踏み外したりして危険

(7) 正しい情報に基づいて秩序ある行動をする

デマにまどわされることなく、警察、消防、市役所などの正しい情報により行動する。また、ラジオなどで地震や被害の状況を知る。

(8) 避難するとき

- 1) 非常持ち出し袋は背負い、ヘルメット、防災ズキンなどで頭を保護し、タオルを用意し、手袋をはめ、運動靴などを履き行動する
- 2) 町内会や、現場の警察官、消防署員など防災関係者の指示に従い、整然と落ち着いて難する
- 3) 夜間や濃霧、煙の中で避難するときは、お互いに声を掛け合って行動し、垂れ下がった電線に触れないようにする。
- 4) 自動車による避難や単独行動はしない

2. 外出しているとき

- (1) デパート、劇場、駅、地下街や地下鉄に乗っているときに停電したら、予備電源の誘導灯、非常灯がつくまで待つ
- (2) 電車に乗っているときは、手スリにしっかりつかまり、軌道内には降りない。乗務員の指示に従って行動する。
- (3) 自動車運転中は、できる限り道路外に駐車し、やむを得ないときは、道路左側にエンジンは切り、キーはつけたまま、窓は閉め、ドアはロックしないようにする。

**[町内会待避所・避難ルート]**

本多連合町会

本多	丁目	町内会
----	----	-----

〈災害時一時退避所〉

No.	場 所	設 置 年 月	所 有 者	備 考
1				
2				
3				

平成29年度

## 本多連合町会防災委員会（組織構成図）

1	本多1丁目東町会
2	本多1丁目西町会
3	本多2丁目東町会
4	本多2丁目西町会
5	本多3丁目南町会
6	本多3丁目北町会
7	本多4丁目東町会
8	本多4丁目西町会
9	本多5丁目東町会
10	本多5丁目西町会
合計世帯数 2,420	
市民防災推進委員	

連合町会役員会	
会長	1名
理事	11名
会計（理事）	1名
監事	2名
相談役	2名

定例委員会 （毎月第4金曜日）	
50名	
町会防災委員	30名
防災推進委員	20名
総務部会（10）	
資料作成・会議招集	

委員会構成			
連合町会役員 （14名）	各町会防災委員 （30名）	市民防災推進委員 （20名）	オブザーバー （2名）

国分寺市役所防災安全課 国分寺消防署 国分寺市消防団第二分団	専門部 部長・副部長 （10名）	本多連合町会関係団体 祥応寺・本多商店会連合会・3小、7小、2中 （3小・7小・2中PTA）連合子供会、老人会5クラブ
--------------------------------------	------------------------	---

環境衛生部 トイレの清掃・消毒等 井戸水の点検と汲み出し訓練 ゴミの収集・排出	給水・給食対策部 避難時の飲料水の確保 食糧調達計画の作成 炊き出し訓練等の実施	避難・救護対策部 避難場所・避難経路の把握 避難体制づくり 搬出・救護体制づくり 応急手当の訓練や講習会の実施	防災対策部 初期消火体制づくり 防火訓練 防災資機材の保守点検	総務広報部 会全体の運営 災害時の本部運営 各種情報提供 災害ニュースの発行
--	---	---	--	--